

知的財産支援センターによる 中小企業支援活動について

日本弁理士会知的財産支援センター副センター長 井内 龍二
第三事業部長 山本 晃司



いうち りゅうじ



やまもと こうじ

目次

1. はじめに
2. 支援センターによる中小企業支援への取り組み
3. 今後の活動方針と課題
4. おわりに

.....

1. はじめに

小泉政権下において知財立国が国家の重要戦略として位置付けられて以来、国、地方公共団体、大学等において知的財産の創造、保護、活用のために様々な施策が打ち出され、具体的な活動が開始されていることは会員各位においてよくご存じのことと思う。日本弁理士会においては、それ以前の1999年4月に設立された知的財産支援センター（以下、支援センターと略す。）を中心として、知的財産に関する様々な支援活動を行ってきており、その活動規模は知的財産に関する関心の高まりと歩調を合わせるように年々拡大してきている。しかしながら、支援活動が弁理士会の外部を相手として行われていることもあってか、会員からは支援センターが何をしているのかわからないという声を聞くことが少なくない。支援センターの支援事業は支援センターに所属する個々の運営委員、そして運営委員の依頼を受けた支援員の様々な活動によって支えられており、弁理士会の社会貢献活動として外部からは相当の評価を受けているにも拘わらず、その活動内容が会員に必ずしも十分に知れ渡っていない状況は、日々の活動に励む支援センターの運営委員や支援員にとっては歯痒い思いであろう。今回、幸いにもパテント編集委員会から中小企業支援の現状について執筆する機会を頂戴したことから、会員各位に是非とも支援センターの活動を知って頂きたく誌面を借りて支援センターによる中小企業支援活動の実績及び今後の活動方針を紹介する次第である。

2. 支援センターによる中小企業支援への取り組み

(1) 中小企業支援に関する前提

最初にお伝えしておくべきことは、支援センターによる中小企業支援活動と個々の会員の業務との関係である。大学、あるいは公共団体といった公的性格を有する組織と異なり、中小企業は私企業そのものであり、それらに対する支援活動には、個々の弁理士の業務との関係をどのように調整するかという問題が必然的に発生する。この点に関して、支援センターでは、公益的活動に専念する原則の下で、一私企業を対象とする直接的な支援活動には拘わらないこととしている。例えば、特定の中小企業の業務を支援センターが受けて会員に分配することはないし、弁理士の紹介依頼を受け、その依頼内容に適した弁理士を支援センターが選任して依頼者に派遣することもない。また、運営委員自らが、支援センターの支援活動の一環として個々の中小企業に直接出掛け、相談なり、業務受任に応じることはない。個々の企業における知的財産の創造、保護、あるいは活用は、あくまで個々の弁理士が業務として自主的、自発的に関与すべきものであって、支援センターは個々の弁理士が中小企業の知的財産関連業務に積極的に関与できるように支援活動を行う立場にある。また、特定の弁理士の業務を支援センターが支援するものでもない。支援センターの活動をご理解頂くためには、以上の前提を会員各位に十分にご承知願いたい。

(2) 支援活動の実績

① 公的機関との連系的支援事業

上記の原則の下で行い得る支援活動として、支援センターでは、国、地方公共団体等の公的機関が中小企業の支援を目的として打ち出す様々な公益的支援事業に協力し、それらの事業を通じて中小企業における知

的財産の創造、保護、活用を啓発する活動を行ってきた。公的機関に対する協力であれば支援センターの活動が一私企業の直接支援に直結することはないし、公的機関との協力関係は、個々の弁理士が個別に対応するよりも組織対組織の形で構築した方が支援事業の公益性質を担保する上で望ましい。こうした点が、公的機関への協力を支援センターが積極的に進める理由である。以下にこれまでの実績を紹介する。

i) 島根県における支援事業

本支援事業は、平成13年2月7日に日本弁理士会と島根県との間で締結された協定に基づき、平成13年度～平成16年度までの4年間（但し、当初は3年間の予定であり、平成16年度は協定の1年延長で対応した。）に亘って実施したものである。具体的な支援活動としては、島根県が中小企業等を対象として企画した知的財産戦略セミナー事業に対して、講義内容の検討、講師派遣を行った。平成16年度の実績を述べると、基礎セミナーを松江市で6～11月にかけて全6回、浜田市で10～11月にかけて全2回それぞれ開催し、さらに中小企業知財担当者育成セミナーを7月～9月にかけて全5回開催した。セミナー講師として派遣した講師数は延べで23名であった。講師については、講義テーマ、先方の要望等を踏まえつつ、支援員として登録された者から適宜に選定した。一部、経済的負担、人的負担との兼ね合いで支援センターの運営委員が講師を兼務した。

島根県の支援事業に関連して特筆すべきは、事業開始当初において島根県に特許事務所が存在しなかったところが、支援活動期間中に3つの特許事務所（主たる事務所が1つ、従たる事務所が2つ）が島根県内に開設されたことである。島根県の支援事業に関する報告書においても、島根県内における知的財産への関心、理解が高まっていると指摘されており、地元における特許事務所の開設がその一因として挙げられている。

また、知的財産基本法第6条は、地方自治体が知的財産の創造、保護、及び活用に関して、地域の特性を生かした自主的な施策の策定、及び実施をする責務を有する旨を定めており、これを受けて、各地の地方自治体で知的財産戦略方針を策定する動きが顕著となっているが、島根県では他の地方の自治体に先駆けて知的財産活用戦略が策定されたことも特筆すべきである。

島根県の支援事業は、公益的事業に対する支援活動として最も早期に取り組みが始まったこともあって、

支援センターによる地域支援活動のリーディングケース、そして象徴的存在としての意義を有するものとなっている。県担当者、地元弁理士及び支援センターの協力関係も構築できており、知的財産を利用した地域活性化が島根県においていち早く実現されつつあることが実感できる。こうした意欲的な取り組みが他の自治体にも遍く広がることを願うばかりである。

ii) 高知県における支援事業

本支援事業は、高知県と日本弁理士会知的財産支援センターとが主催して平成15年度から開始されたものである。平成15年度は、財団法人高知県産業振興センターと日本弁理士会知的財産支援センターとの間で協定を締結して支援事業を実施したが、平成16年度は高知県と日本弁理士会との間で協定を締結して支援事業を実施した。具体的な支援活動としては、高知県が中小企業等を対象として企画した知的財産戦略セミナー事業に対して、講義内容の検討、講師派遣を行った。平成16年度の実績を述べれば、平成16年6月～平成17年1月までの全8回に亘って実務基礎講座を開催するとともに、平成16年10月及び12月の全2回で経営者向け特別講座を開催した。実務基礎講座では、個別相談、セミナー形式の講義、及びグループ演習を実施し、経営者向け特別講座においてはセミナー形式の講義を実施した。セミナーの内容は、講義形式、講義とある程度リンクさせた演習形式及び個別相談という三本立てで行っている。支援センターによるセミナーではこの演習に特色がある。参加者は自分自身がクレームドラフト等を体験することにより実践の実力を身に付けることができる。派遣した講師数は延べで31名である。講師選定の基本方針は島根県のそれと同様である。

iii) 総務省 IT ベンチャー知的財産戦略セミナー事業

本支援事業は、総務省、日本弁理士会及び独立行政法人情報通信研究機構が主催して行うITベンチャーを対象としたセミナー事業である。平成15年度の後期、及び平成16年度の前期の2期に亘ってセミナーを実施した。平成15年度は、仙台、東京、横須賀、大垣、大阪、広島、福岡の7地区で開催し、平成16年度は札幌、新潟、金沢、名古屋、松山、鹿児島、那覇の7地区で開催した。各地では月1～2回のペースで5回ずつセミナーを開催した。開催地が多いことから派遣講師数も極めて多く、2期合計で延べ300名弱の講師を派遣した。また、一定の期間内に各地のセミ

ナーが並行して開催されたことから、支援センターの運営委員のやり繰りもまた大変であり、さらに地方開催が多いことから支部、地区部会の協力無くしては到底なし得ない事業であった。

本セミナー事業の特徴としては、まず支援対象の相手方が総務省であったということである。省庁再編により旧郵政省の所轄であった通信事業は現在総務省の所轄となっており、その関係でITベンチャーに対する知的財産啓蒙活動が総務省において企画され、弁理士会に協力要請がなされたという背景がある。弁理士会は、これまで特許庁、そして経済産業省との関わりが極めて深いものであったところ、知的財産制度に関する関心の高まりに伴い、従来の枠組みを超えて様々な方面から弁理士会に期待が寄せられていることが今回の協力要請において現実を示されたといえよう。総務省との協力関係においては、平成17年7月に予定されている秋葉原クロスフィールドへの進出もあり、今後益々密接な協力関係が構築されていくものと思われる。

また、講義内容に関しては、ITベンチャーを対象とすることから、著作権に関する講義も求められた。しかも、著作権といってもIT分野が対象であるから、コンピュータプログラムの著作権に関する講義を盛り込むことが要請されたことが特徴的であった。弁理士法改正により著作権関連業務が弁理士の職域に取り込まれた訳であるが、こうした分野においても弁理士が専門家として積極的に関与すべきものと期待されていることを実感させられた。この点、講師として派遣された会員各位が著作権についても十分な知識を披露し得たことは頼もしい限りであった。

iv) 沖縄県における支援事業

本支援事業は、沖縄総合事務局及び特許庁との共催形式で中小・ベンチャー企業を対象としてセミナーを実施したものである。平成16年度においては、食品・バイオ関係、建築・土木関係、及び意匠・商標関係に特化した講義を平成16年11～12月に亘って全3回実施している。

v) その他の事業

大規模な支援事業は概ね上記の通りであるが、その他にも各種の公的機関が開催する単発的なセミナーへの講師派遣、相談会への相談員派遣等が数多く要請されている。例えば、平成16年度では北海道が主催する知的財産戦略セミナー（全8回）に対して講師派遣を実施した。また、発明くふう展、特許流通フェアと

いった各種のイベントにおける相談員の派遣要請にも支援センターは応じており、その実績は一々誌面で紹介できないほどである。

② 支援センターによる自発的支援活動

上述した連発的支援事業とは別に、支援センターでは中小企業を支援対象に含む自発的な支援活動についても取り組んでいる。主要な活動実績を以下に紹介する。

i) 出願援助制度

本制度は、有用な発明をしながらも資力に乏しい者に対して、弁理士会が特許出願等に要する費用の全部又は一部を援助する制度である。援助の内容としては、出願等に要する費用を対象者に対して給付する「負担」と、費用を融資する「立替」とがある。ともすれば個人を対象とした援助制度と受け取られがちであるが、援助対象者には「有用性のある発明を自ら実施しようとしている又は他人に実施させようとしている法人」が含まれており（特許出願等援助規則第1条(3)）、中小企業も援助対象に含まれ得る制度設計である。平成16年度の実績は、援助申請が45件、うち3件が負担として決定された。本制度は支援センターの支援事業のうち資金的支援策の中心として位置付けられるものであるが、特に開発先行型のベンチャー企業にとっては本制度の活用がもっと検討されてもよいと思われる。

ii) 巡回型セミナーの開催

本事業は、支援センターの第1事業部が自ら企画して全国各地でセミナーを行うものである。広く一般人を対象とした啓発活動として企画されているが、当然ながら中小企業における知的財産の啓発にも資する事業として位置付けられるものである。具体的なセミナーとしては、「人が並ぶ商標相談所」と名付けられた商標セミナー、及び「特許エンターテイメントセミナー」と名付けられた特許セミナーが実施されている。いずれのセミナーも1時間版と2時間版の2種類がある。商標セミナーは適宜にクイズ形式を取り入れた視聴者参加型のセミナーとして構成されており、特許セミナーは10名程度の弁理士が役者となってそれぞれの役を演じる寸劇形式のセミナーとして構成されている。平成16年度の活動実績では、商標セミナーを函館、富士宮、那覇、鹿児島で開催し、特許セミナーを秋田、東京、さいたま、金沢、広島、三条、那覇及び千葉で開催している。自治体や経済産業局等の公的機関との共催形式で実施することもあれば、弁理士会のタウンミーティングといったイベントの一環として独自に実

施することもある。

本セミナーは参加者に大変好評を博しており、かつ、1時間又は2時間で完結することから、上述した大規模セミナーと比較して柔軟性に富んだ各地域に合わせた企画、開催が可能であるという特徴をもつ。このため、自治体等の公共機関と支援活動について打ち合わせをする際にも先方の興味を惹きやすく、その実施を要請されることも多くなっている。これに伴って開催回数も増加しており、担当事業部の運営委員の苦勞は並大抵ではない。しかしながら、支援センターがこのようなセミナーを自ら企画していることを支援センターの運営委員になって初めて知った、あるいは役者への協力を依頼されて初めて知ったという会員も意外と多く、支援センターが毎月発行する「支援活動だより」等においても度々紹介されている事業であるので、支援センターではこういった面白いこともやっているのだということを会員各位においてもよく認識しておいて頂きたい。

iii) 弁理士の日記念事業

本事業は、「弁理士の日」(7月1日)の近辺の土曜日に全国一斉に大規模に無料相談会を開催するものである。平成16年度は全国32箇所で一斉に無料相談会を開催しており、全国で合計319件の相談を受けている。開催規模が大きく、各地の会員の協力無くしては到底なし得ない事業であるとともに、弁理士会の中小企業支援に大きく貢献するものである。

iv) 中小企業の支援に関する調査、情報提供

支援センターでは、平成11～13年度に掛けて「中小企業の技術開発にかかる公的補助・助成事業に関する調査」を実施した。本事業は、国、自治体、公的機関等が設けている技術開発の補助・補助制度の内容を調査するものであり、その結果は一覧表形式でまとめられている。平成13年度の調査では、中央4省庁、47都道府県・公益法人、12政令指定都市、都内23区、全国の工業集積都市、及び主として総務省・文部科学省を主務官庁とする財団を対象としてそれらの公的補助、助成制度を調べた。調査項目には、産業財産権の導入費用が補助又は助成費用に含まれているか否か、補助又は助成の成果として生じた産業財産権はいずれに帰属するかが含まれている。

これらの調査を通じて、技術開発に伴って必要となった他者のライセンスの導入については補助等の対象となる場合が少なくない一方で、出願費用までも補

助等の対象としている制度は極めて少ないことが明らかとなっている。これらの結果を踏まえ、支援センターでは、正副会長会に対して、各種の補助、助成制度の実施団体に対して、出願費用についても補助、助成の対象に含めるように働きかけをして欲しいとの要望を提出し、これに応えて正副会長会でも積極的な働きかけを実施して頂いた。ここ1～2年において、出願費用に関する補助制度を創設する取り組みが目立ってきていることは大変喜ばしいことである。

また、支援センターでは、平成14年度においては、大田区、東大阪市の中小企業を対象として、アンケート形式により技術開発の実態調査を実施した。アンケートの送付は、大田区において1,000社、東大阪市内において1,096社であり、回答は大田区において143社、東大阪市内において150社であった。調査時点から幾分時間が経過しているが、大田区、東大阪市はいずれも中小企業に対する支援策が比較的進んでいる地域であり、それらの地域の中小企業が技術開発との拘わりにおいて知的財産にどのような意識を持っているかを知ることは、今後の各地における中小企業支援活動の需要を読み取る上で未だ十分な価値を有していると思われる。中小企業においては独自技術の開発を重視していること、それとの関係で特許等の取得にも高い関心を示していること、海外展開を検討する上では特に知的財産への取り組みが重要と考えている企業が多いこと、知的財産の活用に関しても高い関心を示していること、そして、これらとの関係において弁理士に対する期待、苦言も相当にあること等、今後の会員各位の業務においても示唆に富む調査結果が得られていることから、是非とも調査結果をご一読願いたい。

なお、上述した調査結果は弁理士会のホームページからいつでもダウンロードできるようになっている。URLは以下の通りである。

<http://www.jpaa.or.jp/affiliation/center/center3.html>

v) 支援員研修事業

本事業は、中小企業支援に関わろうとする会員各位に、中小企業の特質に適した活動をしていただくために必要不可欠な知識を習得して頂く機会を提供するものである。すなわち、中小企業の支援においては、大企業とは異なる固有の事情を踏まえておくことが必要不可欠であり、こうした知識を会員間で共有することにより、支援員の質的担保を図る目的で平成16年度より取り組みを開始したものである。平成17年2月

23日に東京において支援員研修を開催した。講師として、大田区産業振興協会ディレクターの伊藤博巳氏、株式会社クマクラ会長の熊倉賢一氏をお招きするとともに、会員からは業務推進委員会委員の菅野中先生及び福島県において中小企業関連の業務に携る水野博文先生に講師をお引き受け頂いた。

今後、各地において同様の研修を開催することを予定しており、支援センターの支援事業に関心を持つ会員のみならず、中小企業を顧客とする業務への関心を持つ会員にも是非とも受講をして頂きたい。

vi) その他

以上、これまでの主要な支援活動を紹介してきたが、その他にも支援センターでは中小企業庁、中小企業総合事業団・中小企業支援センターといった各種の公的機関との意見交換を鋭意実施している。また、弁理士が少ない地方においても十分な支援活動ができるように各地の自治体に対して連係的支援事業の開始を積極的に働きかけている。

3. 今後の活動方針と課題

平成17年度においては、上述した連係的支援事業、自発的支援事業のいずれにおいてもさらなる拡大が予定されている。自治体との連係的支援事業に関しては、47都道府県全てと協定を結んで組織として支援することが望ましいが、限られた予算、人員の中でもそこまで活動することはできない。そこで本年度は弁理士数が特に少ない地域においても弁理士が十分なサービスを提供できるように展開を図ることを予定している。本稿執筆時点では、北海道、岩手県、福島県、栃木県、中国地方の各県、鹿児島県との間において連係的支援事業が開始されることが予定されている。

各地方における支援活動は地元の弁理士を中心に行われているが、負担の大きさを考えると、弁理士数の少ない地域において、支援活動の全てを地元の弁理士にお願いすることはできない。

そこで、支援センターでは「ふるさと支援隊」構想を打ち出した。この構想は、各都道府県毎に縁のある弁理士による支援隊を組織し、各地の支援活動において地元弁理士ではまかない切れぬ支援要請に支援隊が一緒になって支援するというものである。

この「ふるさと支援隊」構想が本年度の正副会長会においてもスローガンとして採用されることになり、本年度の弁理士会には地域知財活性化統括本部がおか

れ、地域知財の活性化が弁理士会の最重要課題と認識された。そしてふるさと支援隊の一環として「商標キャラバン隊」が組織され、「地域ブランド」の活性化が推進されることとなった。この「商標キャラバン隊」は研修所、商標委員会、支援センターが一体となって組織される。

また、正副会長会主催で東北、北陸、四国、九州地方でタウンミーティングを開催されることも予定され、これらの活動を支援センターが全面的にバックアップしてゆくことも要請されている。このタウンミーティングでは主に開催地域に合わせた内容でパネルディスカッションが行われ、第一事業部のエンターテイメントが上演される。

その他、地方自治体支援の一環として知財クラスター構築の推進と支援、公共事業における知財評価機構の構築の推進と支援を今後の課題と考えている。

知財クラスターとは筆者らが現時点ではまだ個人的に提案しているもので、知財を核としたベンチャー企業の育成、産業の育成エリアを集積しようとするものである。

商品化できればヒットしそうなアイデア商品であっても、資金調達、製造、販売までもっていけるものは現実にはごくわずかである。知財クラスターでは、資金提供グループ、製造技術集団、販売戦略グループを組織化集積しておき、そこに何かねた（発明）が投げ込まれると発明実施希望者グループが結成され、発明が商品化されることになる。その結果、ユーザーに喜ばれる便利なアイデア商品が豊富に市場に供給され、地域産業の活性化が図られる。

また、現在の公共工事は規制の世界、無駄の多い世界である。多くの公共事業に知財を活用した最新技術の導入が図られると、公共事業の近代化による夢ある国造りの実現が図られ得る。そしてこのことは独自の優れた技術を持ちながら今までは公共事業に参入、あるいはライセンスすることができなかった多くの中小企業に対しての支援になり得る。

以前、高知県を訪問し、橋本県知事に公共事業における知財評価委員会の設立を提案させて頂いたことがある。その際知事が仰しかったことは「そういったことは是非やりたい。しかしそういったことが出来る人材が高知県にはいないんだ」ということであった。こういったことが出来る人材を弁理士会で育成し、支援委員として派遣できることが望まれる。知財評価委員

会の方で知財を評価してライセンスを促進できれば大きな中小企業の支援となる。

弁理士会では知的財産価値評価推進センターが本年度から設立された。しかしこの知的財産価値評価推進センターで行おうとしている事業は、裁判における知財評価の支援であり、主に損害賠償額の算定や、職務発明における報奨金の算定のための支援のようである。しかしながら、現在弁理士に求められている評価は、裁判のためだけの評価ではなく、裁判にはならないような大学の知財本部における出願選考の際の知財評価、国、地方自治体における上記公共事業最新化のための知財評価、倒産企業における破産処理の際の知財評価、証券化の際の知財評価、ライセンスの際の知財評価等、極めて多くの種類のものがある。従って、支援センターとしては知的財産価値評価推進センターとも連携を取りながら、これら多くの種類毎の評価ができる人材を育成することも今後の課題と考える。

また中小企業支援と言うならばもっと中小企業庁との協力関係が望まれるところである。中小企業庁からは各弁理士に支援の要請をしているようであるが、非常に協力が少ないと言われている。従って、今後は組織として中小企業庁とも十分な連携を取りながら中小企業を支援してゆくことも課題と考えている。

今まで中小企業と一口に言ってきたが、中小企業には大企業に限りなく近い、知財専門スタッフを備えた企業から、個人企業に近い中小企業までである。個人企業に近い中小企業では、社長が営業、開発、経理、知財部等を兼ねており、弁理士が相談を受けても何を相談されるかわからない。知財のことはもちろん、弁理士がどういった職業であるかを理解されていないことも多い。

大企業では各専門スタッフが揃えられており、知財部だけでも800人体制をとっているところもある。そういった大企業では弁理士に対してそう多くのことは期待していない。出願関連業務だけをサポートすればそれでほぼ十分である。

ところが、中小企業における相談では、経理的なことから、中国への展開など販売戦略のこと、商品化戦略のこと等、総合経営コンサルタント的知識が要求されることも多い。これら要望に対して、弁理士がどこまで関与すべきかは非常に難しいところではあるが、専門とは言えないところであってもある程度は勉強しておかなければ中小企業を支援することはできない。

知財が絡んだ場合はやはり最終的に相談できる人は弁理士以外にはいないといった自覚を持って頂ければと思う。

そこで、上記した支援員研修事業が結びついてくる。しかし、これは支援センターだけでできるものではなく、会員の研修は研修所との協力が欠かせない。中小企業支援といった観点からすれば、特に地方における需要が高い。従って、地方在住会員のための研修を研修所と共にもっと真剣に考えていくことも今後の課題である。

近年、一部の国においてエネルギー・資源問題がひっ迫している。資源の世界的高騰を引き起こし、国際問題化してきている。また、化学工場からの排水による環境汚染といった社会問題も一部に生じている。地球は一つであり、特に近隣諸国の環境問題は我国にもすぐに影響が及ぶ。こういった問題も、我国の中小企業が持っている最新技術をライセンスすることでかなり防げるし、このことが大きな中小企業の支援になり得るし、弁理士各位がこういった観点を持つことが大切である。

最後になるが、東京都にも大田区など、多くの中小企業が集積しているエリアがある。そういったことを考えると地方のみならず東京都支援も大きな課題である。

4. おわりに

以上、支援センターの活動実績及び今後の活動方針とその課題を概説したが、執筆者らにおいても支援活動の急速な拡大に驚きを禁じ得ないというのが正直な感想である。その一方で、弁理士会の支援活動について未だ十分なものではないとの外部からのご意見を頂戴することも多い。知財立国を実現するためには、中小、ベンチャー企業の知的財産を活用した自立的成長、発展が必要不可欠であり、そこには大きな潜在的市場があるし、弁理士が社会における存在意義を発揮する極めて大きなチャンスがある。そして、こうした需要は支援センターの活動に関与すれば否応なく実感することができる。本稿を読んで支援活動に興味を持たれた方は是非とも支援センターの活動に積極的にご協力頂きたい。特に、中小企業に対する取り組みを考えている若手弁理士には支援センターの運営委員として一度は活動してみることを強くお勧めしたい。本稿がそのきっかけとなれば望外の喜びである。

(原稿受領 2005.4.25)